

介護保険料が決まりました

65歳以上の皆さん(第1号被保険者)の介護保険料は、3年に一度見直しています。今後の介護保険サービスにかかる費用などから見直しを行い、平成27年度から29年度の介護保険料を改定しました。介護保険料は、被保険者の所得状況などで9段階に分類され、各段階の額は基準額(第5段階の額)に保険料率を乗じて算出されます。

■長寿介護課 ☎7301



保険料段階	対象となる人	保険料率	平成27~29年度の年額(月額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者および世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下等	基準額×0.5	33,600円(2,800円)
第2段階	世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.75	50,400円(4,200円)
第3段階	世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額×0.75	50,400円(4,200円)
第4段階	同世帯員に住民税課税者がいる人で本人住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.9	60,480円(5,040円)
第5段階	同世帯員に住民税課税者がいる人で本人住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超	基準額×1.0	67,200円(5,600円) ※基準額
第6段階	本人住民税課税かつ合計所得金額120万円未満	基準額×1.2	80,640円(6,720円)
第7段階	本人住民税課税かつ合計所得金額120万円以上190万円未満	基準額×1.3	87,360円(7,280円)
第8段階	本人住民税課税かつ合計所得金額190万円以上290万円未満	基準額×1.5	100,800円(8,400円)
第9段階	本人住民税課税かつ合計所得金額290万円以上	基準額×1.7	114,240円(9,520円)

※第1~3段階の保険料は、公費を投入し低所得者層に対する負担軽減措置を平成29年度まで実施する予定です。

高齢者の皆さんへお知らせ

○後期高齢者が使用する公共施設の使用料が無料になります

高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、市内7か所の公共施設使用料を無料にします。

対象

後期高齢者(75歳以上)が個人で使用する場合の使用料

対象施設

- ・高齢者福祉センター(さくら荘)
- ・高齢者活動支援施設(伊勢町・中地区ふれあい館)
- ・市民プール、屋内プール
- ・シーハットおおむらトレーニングルーム
- ・おむらんど(こども未来館)

手続方法

施設を利用する際、生年月日や住所がわかるものを提示してください。



介護保険制度が変わります

平成27年4月から

■第1号介護保険料の軽減強化

今後、更なる高齢化が予想され、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない状況ですが、制度を持続可能なものとするため、低所得者に対して公費を投入し、第1号介護保険料の負担を軽減します。

■訪問・通所系介護予防サービスの見直し

要支援1または2の人を対象とした介護給付サービスを、市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。現在利用している事業所やサービスの内容に大きな変更はありませんが、今回の見直しでは、地域包括支援センターが必要と認められた場合は、介護認定を受けていない人もサービスを利用することができま

※訪問・通所サービス以外を利用する場合は、介護認定が必要となります。

従前のサービス	新たなサービス	運営主体
介護予防訪問 介護サービス	生きがい対応型訪問 サービス 軽度生活支援員派遣 サービス	指定訪問 介護事業者
介護予防通所 介護サービス	生きがい対応型通所 サービス 高齢者活動支援 サービス	指定通所 介護事業者

平成12年に施行された介護保険制度は、3年に一度制度改正を行っています。4月からさまざまな見直し予定されていますのでその概要をお知らせします。

■特別養護老人ホームへの新規入所者の中重度化

自宅で生活が困難な中重度の要介護高齢者を支えるため、特別養護老人ホームへの新規入所者原則、要介護度3以上の要介護者に限定します。

■介護報酬の改定など

国が定める介護報酬が改定され、介護サービスを利用する際の本人負担も変わります。

平成27年8月から

■一定以上所得者の利用者負担の見直し

介護サービスを利用した際の利用者負担は1割ですが、定以上の所得がある人の利用者負担を2割に見直します。

■特定入所者介護サービス費の勘案方法の見直し

介護保険施設等に入所した際にかかる費用のうち、低所得者の食費や居住費を補助する特定入所者介護サービス費の支給要件に、預貯金や配偶者の所得などが勘案されます。

■高額介護サービス費の基準額変更

高額介護サービス費の限度額を、医療保険の現役並み所得に相当する人がいる世帯に限定して、その世帯の負担の上限額が44,400円に引き上げられます。

■長寿介護課 ☎73001

○介護保険の福祉用具購入費と住宅改修費の受領委任払いを開始します。

介護保険の福祉用具購入費と住宅改修費が、自己負担額のみを事業者に支払う「受領委任払い」ができるようになりました。利用するには事前に申請が必要です。

※これまでの償還払方式もご利用いただけます。

○認知症総合相談センターを開設しました

地域包括支援センター内に、「認知症総合相談センター」を開設しました。

認知症の専門家が適切な医療や社会資源につなぐ支援を行います。高齢者だけでなく、若い人の相談も受け付けています。

開設時間：24時間、365日電話で対応します。

認知症の早期発見の目安

- ・物忘れがひどい
- ・判断が衰える
- ・人柄が変わる
- ・不安感が強い
- ・時間や場所がわからない
- ・意欲がなくなるなど

(出典：認知症と家族の会)

■市認知症総合相談センター ☎8141
(市高齢者障害者センター・地域包括支援センター内)

